

公告第 595 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 3 月 24 日

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 業務概要

- 1 業務名 アジア観光誘客（台湾）企画運営業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで
- 4 提案上限金額 ￥5,437,080 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

- 1 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
 - (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
 - (5) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。
 - (6) 実施体制に、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）の必要な資格を有する者を配置すること。
- 2 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
 - (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
 - (3) 前項第 1 号から 4 号までの要件については、共同企業体の全構成員が満たしていること。
 - (4) 前項第 5 号の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

第3 募集要項及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

第4 担当部局

1 令和7年3月31日まで

郡山市産業観光部観光政策課（郡山市役所西庁舎4階）（担当：添田）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2621

電子メール kankou@city.koriyama.lg.jp

2 令和7年4月1日から

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課（郡山市役所本庁舎5階）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2621

電子メール kankou@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書及び提案書類の提出

1 提出期限 令和7年4月25日（金）17時15分まで

2 提出場所 郡山市産業観光部観光政策課（郡山市役所西庁舎4階）

3 提出書類 別紙募集要項のとおり

4 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データをファイル便等に格納の上、電子メールにて提出すること。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

1 アジア観光誘客（台湾）企画運営業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和7年3月21日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された提案書類について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、全ての業務完了後に支払うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 3 企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しない。
- 4 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 5 提出された書類は返却しない。
- 6 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 7 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。
- 8 「郡山市産業観光部観光政策課（郡山市役所西庁舎4階）」は、令和7年4月1日以降、「郡山市文化スポーツ観光部観光政策課（郡山市役所本庁舎5階）」と読み替えるものとする。